

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1

育児介護休業法等の改正～残業制限・子の看護休暇の対象拡大等～



施行日：下表参照



法案 成立済 施行済



育児介護休業法
・次世代育成支援対策推進法

育児介護休業法・次世代育成支援対策推進法が改正された。改正概要は右表の通り。内容が多岐にわたるため、今月号では表中赤枠部分について取り上げる。

改正法のうち、2025年4月1日改正で実務上何らかの対応が必要なもの（努力義務ではないもの）が、表中の3・4・6・7・9・10・11である。これらについては、2025年4月1日を迎える前に就業規則類の改定や労使協定の再締結が、6については自社サイトや厚労省運営サイト「両立支援のひろば」等での情報公開が必要となる。

いずれも、2025年4月1日以降未対応の場合は育児・介護休業法違反となる。法違反状態となった場合、刑事罰の規定はないが、厚生労働大臣からの指導・勧告の対象になりうる他、勧告に従わない場合には企業名の公表措置が講じられる。

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

【特設ページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611_00008.html

	概要	施行日
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充		
1	3歳～小学校就学前の子を養育する労働者が、柔軟な働き方を選択して利用できるようにすること、その当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。	2025年10月1日（案）
2	妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。	
3	所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。	2025年4月1日
4	子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大する。また、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。	
5	3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークを追加する。	
育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化		
6	育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。	2025年4月1日
7	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。	
8	次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。	2024年5月31日（済）
介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等		
9	労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。	2025年4月1日
10	労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。	
11	介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。	
12	家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。等	

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。